

(4) スポーツ傷害保険

スポーツ活動の普及に対応して、スポーツ安全協会傷害保険への加入を促進する。

4 公共スポーツ施設の整備充実

(1) 県営体育・スポーツ施設

広く体育・スポーツの振興を図るため、計画的な施設の整備に努める。

(2) 市町村体育・スポーツ施設

地域における体育・スポーツの振興を図るため、地域の実態に即した施設の整備を促進する。

5 第50回国民体育大会開催準備の推進

(1) 準備組織

国体準備委員会（国体実行委員会に拡大移行）及び国体準備室（国体準備局・国体局に拡大移行）を設置するとともに、国体庁内幹事会を継続開催し、国体開催準備を推進する。

また、会場地市町村に対し、組織の確立について指導に努める。

(2) 広報・啓発

県民総スポーツ運動を推進するなど、国体に対する県民の意識の高揚に努める。

(3) 体育・スポーツ団体

各体育・スポーツ団体の組織・運営の充実を図るため、その育成に努める。

特に、財福島県体育協会加盟競技団体のうち、未普及競技団体に対しては、十分指導・育成に努める。

(4) 施設・設備

体育・スポーツ施設の整備に努めるとともに、市町村における整備を促進する。

特に、競技施設については、原則として現有競技施設を活用し、新設を要する未保有競技施設及び改修を要する競技施設については、計画的な整備に努める。

(5) 競技力

競技力の向上を図るため、全県的な選手強化本部を設置し、各競技団体の育成に努める。

また、体育・スポーツに関する専門的な研究・研修施設の設置を検討する。